

## 代議員選出規程

# 代議員選出規程

### 第1条(趣旨)

本規程は、定款第5条による代議員選出に関して規定する。

代議員の任期満了の1年前の代表理事が代議員就任の期間を明示して、選挙が行われる年度の12月末日までに代議員選挙を公示する。

### 第2条(選任方法)

代議員は、会員の中から選挙により選任する。

### 第9条(選挙管理委員会)

代議員の互選により選挙管理委員3名を選出し、代表理事が委嘱し選挙管理委員会を組織する。  
2 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、代表理事が委嘱する。

### 第3条(定数)

代議員の定数は、概ね正会員20人の中からの割合とする。

### 第10条(選挙手続の公示)

選挙管理委員会は、次の事項を選挙が行われる年度の12月末日までに会員に公示する。

### 第4条(地区・定数)

全国を付表に示す地区に分け、地区ごとの代議員の定数は、正会員20人に1人の割合とする。算出した地区ごとの代議員数の端数(小数点以下)は四捨五入とする。

1)投票期間

2)投票方法

3)定数

4)任期

### 第5条(任期)

代議員の任期は、選任後最初に開催される定時社員総会の日から、選任の4年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、役員として選任されている代議員の任期は、任期に対応する年に開催される定時社員総会終結のときまでとする。

### 第11条(開票)

開票は選挙管理委員全員が立ち会の上行う。

### 第6条(被選任資格)

代議員に選任されるには、会員歴3年以上の者で、選挙が行われる年の5月末日までに会費を完納していなければならない。

### 第12条(当選者の公告)

選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、これに次点者を明示して加え、代表理事に提出する。

2 代表理事は、前項の当選者を会員に公告する。

### 第7条(選挙人資格)

代議員選挙にて投票するには、会員歴3年以上の者で選挙が行われる年の5月末日までに会費を完納していなければならない。

### 附則

本規程は一般社団法人設立の登記の日から施行する。

### 第8条(選挙公示)

2 この法人の設立に際して、代議員となる者は、平成29年4月2日(登記日)現在において日本難病看護学会理事名簿に記載されている者とする。

附 則

格)、付表を令和2年8月27日改正し施行する。

本規程は、第4条(地区・定数)、第6条(被選任資

選挙区	都道府県
第1区	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、長野、富山、石川、福井、山梨、静岡、岐阜、愛知
第2区	東京、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川
第3区	三重、滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄